

C. その他

a. 町の防災体制に関すること

1. 災害警戒本部及び対策本部の配備基準一覧

(第2部第1章第1節 災害対策のための組織を立ち上げる)

＜災害警戒本部及び対策本部の配備基準一覧＞

本部	区分	—	災害警戒本部		災害対策本部
配備	配備体制	連絡員待機体制	予防体制 (第1号配備)	警戒体制 (第2号配備)	非常体制 (第3号配備)
	体制概要	平時の防災対応部局である危機管理担当部局が中心となり、台風や前線等の災害誘因に関する情報収集を実施する体制。	事務局、各部から所定の人員を動員し、小規模の被害に対して、柔軟に災害応急対応が遂行できる体制。(※災害に関する情報収集、防潮ゲート閉鎖、水路清掃等の災害予防活動、自主避難者の対応等)	予防体制(第1号配備)を強化し、中規模の被害に対して、各部が持つ特有の機能を発揮して、災害応急対応が遂行できる体制。(※避難所の開設、救護活動、炊出し等)	警戒体制(第2号配備)を強化し、職員全員をもって長期間にわたる災害応急対応が遂行できる体制。
	動員数(目安)	理事級以上及び危機管理担当部局	事務局・各部： 1班	事務局・各部： 2班以上 (状況に応じて増員)	全職員 (全班の半数)
設置場所		危機管理G執務室	3F会議室 101会議室		
参集方法	勤務時間内	通常業務から移行	通常業務から移行	通常業務から移行	通常業務から移行
	勤務時間外	(風水害の場合) 伝達による	(地震・津波の場合) 自主参集 (その他) 伝達による	(地震・津波の場合) 自主参集 (その他) 伝達による	(地震・津波の場合) 自主参集 (その他) 伝達による
判断基準	災害規模	台風や前線等 災害誘因の発生	小規模災害の 発生及びおそれ	中規模災害の 発生及びおそれ	大規模災害の 発生及びおそれ
	震度情報		震度4	震度5弱	震度5強以上
	津波情報		津波注意報	津波警報	大津波警報
	気象予警報	大雨、洪水、高潮、 暴風警報	大雨、洪水、高潮、 暴風警報台風情報	記録的短時間 大雨情報	特別警報
	町の水防指令		水防指令1号	水防指令2号	水防指令3号
	喜瀬川水位	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
	東二見の潮位		通報潮位	警戒潮位	

2. 配備体制と動員数の目安

(第2部第1章第1節 災害対策のための組織を立ち上げる)

＜災害警戒本部及び対策本部の動員人数の目安＞

部	構成グループ(G)	構成チーム(T)	連絡員待機体制	災害警戒本部 予防体制 (第1号配備)	災害警戒本部 警戒体制 (第2号配備)	災害対策本部 非常体制 (第3号配備)
			理事級 危機管理担当部局	事務局・各部:1班	事務局・各部:2班以上 (状況に応じて増員)	全職員 (全班の半数)
指令部	町長		0	0	0	1
	副町長		0	1	1	1
	教育長		0	1	1	1
	理事		5	5	5	5
	会計管理者		1	1	1	1
指令部・合計人数			6	8	8	9
事務局	危機管理G	防災安全T	4名程度	5名程度	10名程度	15名程度
	企画G	政策調整T	-			
		秘書情報T	-			
	総務G	人事文書T	-			
		財政管財T	-			
	会計G	会計T	-			
	議会事務局	庶務・議事T	-			
税務G	住民税T	-				
	固定資産税T	-				
	納税T	-				
社会基盤部	都市計画G	計画T	-	5名程度	10名程度	15名程度
		用地T	-			
	土木G	土木整備T	-			
		土木管理T	-			
	上下水道G	経営T	-			
設備T		-				
住民環境部	すこやか環境G	健康増進T	-	7名程度	14名程度	20名程度
		生活環境T	-			
	福祉G	高齢障害福祉T	-			
		社会児童福祉T	-			
	保険年金G	国保年金医療T	-			
		介護保険T	-			
住民G	戸籍T	-				
	地域振興T	-				
教育避難支援部	教育総務G	学事T	-	2名程度	4名程度	7名程度
	学校教育G	教育推進T	-			
		生涯学習G	生涯学習T			
		人権推進T	-			
各部局・合計人数			4名程度	19名程度	38名程度	57名程度
<p>※表中の各体制の数字は、実際に配備されて活動する人数の目安。 ※第1号配備では指令部・事務局が情報整理、その他の部が協働して情報収集を担当する。 ※第2号配備以降は、各部局がそれぞれの役割を担当し、必要に応じて適宜動員する。</p>						
■施設関係職員の動員						
住民環境部	すこやか環境G	塵芥処理場	-	-	施設対応の必要に応じて、適宜動員。	施設対応の必要に応じて、適宜動員。
	福祉G	子育て支援センターT				
教育避難支援部	小中学校・幼稚園	播磨小学校	-	-	施設対応の必要に応じて、適宜動員。	施設対応の必要に応じて、適宜動員。
		蓮池小学校				
		播磨西小学校				
		播磨南小学校				
		播磨中学校				
		播磨南中学校				
		播磨幼稚園				
		蓮池幼稚園				
		播磨西幼稚園				
		生涯学習G				
施設関係職員・合計人数						
■消防団の動員						
消防活動部	消防団		団長に連絡	災害の状況により団長が決定		団員全員

3. 保有車両一覧表

(第2部第2章第5節 2. 緊急輸送を行う)

<保有車両一覧その1>

グループ等	車番	備考	形式(車種)	ステッカー	無線	
危機管理 グループ	姫路 800 す 8307	消防指令車	普通ミニバン (赤)	○	ぼうさい はりま1	
	姫路 880 あ 516	消防団 (ハイゼット)	軽自動車バン	○	ぼうさい はりま2	
	姫路 880 あ 936	消防団				本荘分団
	姫路 800 す 4789	消防団				本荘分団
	姫路 880 あ 753	消防団				宮北分団
	姫路 830 せ 538	消防団				古宮分団
	姫路 800 す 7865	消防団				二子分団
	姫路 880 あ 746	消防団				二子北分団
	姫路 800 す 8448	消防団				野添分団
	姫路 880 あ 1082	消防団				野添分団
	姫路 880 あ 1213	消防団				野添分団
	姫路 883 あ 119	消防団				駅西分団
	姫路 880 あ 2439	消防団				土山駅前分団
	姫路 800 す 7288	消防団				大中分団
	姫路 80 あ 1894	消防団				大中分団
	姫路 883 あ 2008	消防団				古田東分団
姫路 80 あ 2067	消防団				古田西分団	
総務 グループ	姫路 581 ち 3188	デイズ	軽自動車箱型	○		
	姫路 581 ち 3189	デイズ	軽自動車箱型	○		
	姫路 581 さ 2373	ムーヴ	軽自動車箱型	○		
	姫路 300 や 8065	アルファード	普通ミニバン			
	姫路 400 て 8789	マツダボンゴ	小型トラック	○	ぼうさい はりま11	
	姫路 501 に 4030	セレナ	普通ミニバン			
	姫路 480 と 3607	N-VAN	軽自動車バン			
	姫路 200 さ 1673	マイクロバス				運行委託
保険年金 グループ	姫路 581 さ 1803	ワゴンR	軽自動車箱型	○		
	姫路 581 さ 1804	ワゴンR	軽自動車箱型	○		
住民 グループ	姫路 480 ち 9672	ハイゼットカーゴ				
福祉 グループ	姫路 480 た 5905	クリッパー	軽自動車バン	○		日本赤十字
	姫路 580 せ 9975	ワゴンR	軽自動車箱型			
	姫路 480 す 3184	エブリィ	軽自動車バン		ぼうさい はりま10	
	姫路 80 あ 1484	社会福祉協議会	寝具乾燥車			

＜保有車両一覧その2＞

グループ等	車番	備考	形式(車種)	スピーカー	無線	
すこやか環境 グループ	姫路 480 え 1802	ミニキャブバン	軽自動車バン	○	ぼうさい はりま3	
	播磨町 581	ホイールローダ				塵芥処理センター
		フォークリフト				塵芥処理センター
	姫路 480 い 7808	ミニキャブトラック	軽自動車トラック			塵芥処理センター
	姫路 480 い 7807	ミニキャブトラック	軽自動車トラック			
	姫路 800 さ 8297	4トンパッカー				塵芥処理センター
	姫路 800 す 7328	3.5トンパッカー				塵芥処理センター
	姫路 100 さ 4319	2トンダンプ				塵芥処理センター
	姫路 100 さ 8765	4トンダンプ				塵芥処理センター
	姫路 100 さ 8766	2トンダンプ				塵芥処理センター
	姫路 800 す 3956	3トンパッカー				塵芥処理センター
	姫路 800 す 6708	3.5トンパッカー				塵芥処理センター
	姫路 800 す 3359	3トンパッカー				塵芥処理センター
	姫路 800 は 1836	5.5トンパッカー				塵芥処理センター
土木 グループ	姫路 480 つ 8198	軽四貨物	軽自動車トラック			
	姫路 800 す 4134	ミツビシ RVR	普通ワゴン(SUV)	○	ぼうさい はりま5	道路パトロー ルカー
	姫路 480 ち 1198	エブリイ	軽自動車バン	○	ぼうさい はりま4	
都市計画 グループ	姫路 480 て 6072	N-VAN	軽自動車バン			
	姫路 581 ち 8125	ワゴンR	軽自動車箱型			
上下水道 グループ	姫路 41 つ 8107	キャリー	軽自動車トラック		ぼうさい はりま8	浄水場
	姫路 400 つ 3092	ボンゴ	普通トラック		ぼうさい はりま7	水道荷物積載
	姫路 501 は 7851	トール	普通箱型			
	姫路 480 か 2652	エブリイ	軽自動車バン	○	ぼうさい はりま6	
	姫路 480 す 2273	キャリー	軽自動車トラック	○	ぼうさい はりま9	
	姫路 41 と 1615	エブリイ	軽自動車バン			
教育委員 会	教育総務G	姫路 581 や 6959	ムーヴ	軽自動車箱型	○	
		姫路 480 ふ 5910	ハイゼットトラック	軽自動車トラック		用務員用
		姫路 480 ふ 5911	ハイゼットカーゴ	軽自動車箱型		用務員用
		姫路 480 ふ 5912	ハイゼットカーゴ	軽自動車箱型		用務員用
	生涯学習G	姫路 480 さ 3267	エブリイ	軽自動車バン		
		姫路 480 て 6468	N-VAN	軽自動車バン		
		姫路 480 ち 8048	ハイゼットカーゴ	軽自動車バン		

※車番に下線を付している車両は、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定により、災害対策基本法第76条第1項に規定する緊急通行車両として確認を受けた車両である。

4. 防災行政無線一覧

4-1. 同報系（子局）

子局番号	子局名称	電話番号	備考
1	播磨町役場	-	通話機能なし
11	二子	0011	二子字西垣 266 番 3 に整備
12	播磨南小学校	0012	体育館裏に整備
13	望海公園	0013	
14	浜田公園（自由広場周辺）	0014	浜田球場北側に整備
21	JR 土山駅北側	0021	
22	駅西公園	0022	
23	鹿の川東公園	0023	
24	蓮池小学校	0024	
25	北池広場	0025	
26	田中公園	0026	
31	城東公園	0031	
32	大中遺跡公園	0032	有料駐車場に整備
33	播磨中学校	0033	
34	東はりま特別支援学校	0034	
35	古田公園	0035	
41	播磨小学校	0041	
42	本荘消防会館	0042	
43	播磨西小学校	0043	
44	住友精化(株)グラウンド	0044	
45	宮西公園	0045	
51	東新島	0051	
52	新島中央公園	0052	
53	塵芥処理センター	0053	
54	東亜外業(株)	0054	工場敷地内に整備

4-2. 移動系

呼び出し名称	搭載車両等			備考	
ぼうさいはりま	101 会議室、防災行政無線室(B 会議室) 危機管理グループ			基地局	
ぼうさいはりま	1	危機管理 G(指令車)	フィールダー	77-88	車載局
ぼうさいはりま	2	危機管理 G(消防団)	ハイゼット	5-16	車載局
ぼうさいはりま	3	すこやか環境 G	ミニキャブ	18-02	車載局
ぼうさいはりま	4	土木 G	エブリィ	11-98	車載局
ぼうさいはりま	5	土木 G	三菱 RVR	41-34	車載局
ぼうさいはりま	6	上下水道 G	エブリー	26-52	車載局
ぼうさいはりま	7	上下水道 G	ボンゴ	30-92	車載局
ぼうさいはりま	8	上下水道 G(浄水場)	スズキキャリア	81-07	車載局
ぼうさいはりま	9	上下水道 G	スズキキャリア	22-73	車載局
ぼうさいはりま	10	総務 G	エブリー	31-84	車載局
ぼうさいはりま	11	総務 G	ボンゴ	87-89	車載局
ぼうさいはりま	101	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	102	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	103	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	104	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	105	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	106	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	107	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	108	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	109	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	110	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	111	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	112	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	113	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	114	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	115	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	116	危機管理 G		携帯局	
ぼうさいはりま	201	加古川東消防署播磨分署		集落可搬局	

5. 避難場所一覧

5-1. 広域避難地（指定緊急避難場所）

○地域防災拠点（町全域における災害対策を行う拠点）

○住民等が、大規模災害に伴う危険を回避するため、町域全体から避難し、滞在する場所

○野添北公園と大中遺跡公園は、特に「津波避難目標地点」としても位置づけ

名称 (面積)	想定収容人数 (算出基礎等)	対象とする災害 (✓)					
所在地	連絡先	洪水	高潮	地震	津波	大規模 火災	内水 氾濫
浜田公園（自由広場） (50,500 m ²)	25,250 人 (2 m ² /人)						
本荘 70 番地の 1	TEL079-437-2088 (臨海管理センター) FAX079-437-5001 (臨海管理センター)			✓		✓	
野添北公園 (15,400 m ²)	7,700 人 (2 m ² /人)						
上野添 2 丁目 1900 番地	TEL078-944-6040 (蓬生庵) FAX078-944-6040 (蓬生庵)		✓	✓	✓	✓	
大中遺跡公園 (75,700 m ²)	37,850 人 (2 m ² /人)						
大中 1 丁目 387-1	TEL079-437-5589 (考古博物館) FAX079-437-5599 (考古博物館)		✓	✓	✓	✓	
石ヶ池公園 (17,900 m ²)	8,950 人 (2 m ² /人)						
北本荘 4 丁目 477	TEL079-435-1879 (パークセンター) FAX079-435-1879 (パークセンター)			✓		✓	

※大中遺跡公園は兵庫県立考古博物館を含まない。

5-2. 福祉避難所（指定避難所）

○地域防災拠点（町全域における災害対策を行う拠点）

○要配慮者用避難所

名称 (施設管理者)	想定収容人数 (算出基礎等)	対象とする災害 (✓)				
		洪水	高潮	地震	津波	内水 氾濫
所在地	連絡先					
中央公民館	171人 (5㎡/人)	✓	✓	✓		✓
東本荘1丁目5-40	TEL079-437-6980 FAX079-437-5735					
東部コミュニティセンター	58人 (5㎡/人)	✓	✓	✓	✓	✓
二子418番地の3	TEL078-943-6611 FAX078-943-6611					
西部コミュニティセンター	78人 (5㎡/人)	✓	✓	✓	✓	✓
古田1丁目1-11	TEL079-436-9900 FAX079-436-9901					
野添コミュニティセンター	67人 (5㎡/人)	✓	✓	✓	✓	✓
西野添1丁目14-17	TEL078-943-4825 FAX078-943-4825					
南部コミュニティセンター	90人 (5㎡/人)	✓		✓		✓
北本荘2丁目6-30	TEL079-436-4110 FAX079-436-4110					
播磨町福祉会館	50人 (施設管理者との協議)	✓		✓		✓
宮北1丁目3-5	TEL079-430-6500					
播磨町デイサービスセンター	20人 (施設管理者との協議)	✓	✓	✓	✓	✓
南大中1丁目8-50	TEL079-437-6155 FAX079-437-0065					
播磨町ゆうあいプラザ (加古郡広域シルバー人材センター)	20人 (施設管理者との協議)	✓	✓	✓	✓	✓
南野添1丁目23-7	TEL079-437-7386 FAX079-437-4811					
特別養護老人ホームあえの里 (社会福祉法人知足会)	5人 (施設管理者との協議)	✓	✓	✓	✓	✓
北古田1丁目17-37	TEL079-437-6333 FAX079-437-7870					
特別養護老人ホームグランはりま (社会福祉法人グランはりま)	5人 (施設管理者との協議)	✓	✓	✓	✓	✓
加古川市平岡町高畑1-1	TEL079-451-1525 FAX079-451-1527					
兵庫県立東はりま特別支援学校	13人 (5㎡/人)	✓	✓	✓	✓	✓
北古田1丁目17-17	TEL079-430-2820 FAX079-430-2821					
兵庫県立播磨南高等学校 (潮風会館)	40人 (5㎡/人)	✓	✓	✓		✓
古宮4丁目3-1	TEL078-944-1157 FAX078-944-1158					
エバーホテルはりま加古川	10人 (施設管理者との協議)	✓	✓	✓		✓
南野添3丁目1-1	TEL079-441-2111 FAX079-441-2112					

※中央公民館及び各コミュニティセンターは大規模災害、地震災害では施設全てを福祉避難所として使用し、小規模災害、風水害では、和室を福祉避難室として使用する。

5-3. 津波避難ビル（指定緊急避難場所）

- 地域防災拠点（町全域における災害対策を行う拠点）
- 一時的に津波からの危険をやり過ごすために退避する施設・場所
- 対象とする災害は、洪水（内水氾濫を含まない）、高潮、津波

名称	所在地	想定収容人数 (1㎡/人)	電 話	F A X
播磨小学校(校舎3階以上)	宮北1丁目3-10	1,050人	079-437-9849	079-437-9671
播磨西小学校(校舎3階以上)	北本荘4丁目5-1	940人	079-435-3264	079-435-3179
播磨南小学校(校舎3階以上)	古宮5丁目11-10	530人	078-942-0730	078-942-9637
播磨南中学校(校舎3階以上)	古宮5丁目10-1	960人	078-943-6622	078-943-6623
セフレ播磨(3階以上)	南野添3丁目10-11	1,000人	-	-
サンシティ本荘壱番館 (3階以上)	南野添3丁目5-1	1,000人	-	-
サンシティ本荘弐番館 (3階以上)	南野添3丁目5-2	600人	-	-
エバーホテルはりま加古川 (3階以上)	南野添3丁目1-1	360人	-	-
播磨町塵芥処理センター (2階以上)	新島59	300人	079-435-2562	-
加古郡衛生センター (2階以上)	新島60	640人	079-437-7591	-

※播磨町塵芥処理センターの利用可能時間は、12月29日から翌年1月3日、土日祝日を除く、午前7時30分から午後4時までの間とし、現に避難者が存在する場合は、これにかかわらず使用可能

※加古郡衛生センターの利用可能時間は、12月29日から翌年1月3日を除く、午前8時30分から午後5時までの間とし、現に避難者が存在する場合は、これにかかわらず使用可能

5-4. 臨時受入施設（指定緊急避難場所）

- 地域防災拠点（町全域における災害対策を行う拠点）
- 帰宅困難者が、一時的に滞在する施設
- 対象とする災害は、洪水（内水氾濫を含まない）、高潮、地震

名称	所在地	想定収容人数 (1㎡/人)	電 話	F A X
エバーホテルはりま加古川 (1階ロビー)	南野添3丁目1-1	80人	-	-
BiVi 土山 (であいの広場、2階通路)	北野添2丁目1-2	612人	-	-
住友精化株式会社コミュニケーションセンター URUOI 館	本荘4丁目11-36	249人	-	-

5-5. 避難所（兼救護所）（指定避難所・指定緊急避難場所）

- コミュニティ防災拠点（町と地域が協働して災害対策を行う拠点）
- 自宅が被災する等、住居を失った被災者が一時的に生活を行う場所
（※不足する場合は、適宜幼稚園等の町施設の活用を検討する。）

名称 所在地 連絡先	指定範囲	想定収容人数 (2㎡/人)	対象とする災害（✓）					
		想定収容人数 (3.3㎡/人) / (2㎡/人)	洪水	高潮	地震	津波	大規模 火災	内水 氾濫
播磨小学校 宮北1丁目3-10 TEL079-437-9849 FAX079-437-9671	グラウンド	3,750人			✓			
	校舎・体育館	735人/1,229人	✓	✓	✓			✓
蓮池小学校 西野添4丁目3-1 TEL078-943-2211 FAX078-943-9964	グラウンド	6,900人	✓	✓	✓	✓	✓	✓
	校舎・体育館	760人/1,272人	✓	✓	✓	✓		✓
播磨西小学校 北本荘4丁目5-1 TEL079-435-3264 FAX079-435-3179	グラウンド	5,550人			✓		✓	
	校舎・体育館	628人/1,048人	✓	✓	✓			✓
播磨南小学校 古宮5丁目11-10 TEL078-942-0730 FAX078-942-9637	グラウンド	5,500人	✓	✓	✓		✓	✓
	校舎・体育館	474人/792人	✓	✓	✓			✓
播磨中学校 南大中1丁目6-50 TEL079-437-8147 FAX079-437-1062	グラウンド	5,350人		✓	✓	✓	✓	
	校舎・体育館	872人/1,455人	✓	✓	✓	✓		✓
播磨南中学校 古宮5丁目10-1 TEL078-943-6622 FAX078-943-6623	グラウンド	9,250人	✓	✓	✓		✓	✓
	校舎・体育館	816人/1,363人	✓	✓	✓			✓
東はりま特別支援学校 (地域連携交流施設) 北古田1丁目17-17 TEL079-430-2820 FAX079-430-2821	グラウンド	3,500人		✓	✓	✓		
	体育館・別館	394人/655人	✓	✓	✓	✓		✓
播磨南高等学校 古宮4丁目3-1 TEL078-944-1157 FAX078-944-1158	体育館	465人/768人	✓	✓	✓			✓

5-6. 自主避難所（指定避難所・指定緊急避難場所）

- コミュニティ防災拠点（町と地域が協働して災害対策を行う拠点）
- 風水害（洪水、内水氾濫）時にのみ避難所として、避難所（学校等）に先行して開設
- 大規模災害、地震災害では施設全てを福祉避難所として使用
- 対象とする災害は洪水（内水氾濫を含む）

名称	所在地	収容人員 (3.3 m ² /人)	収容人員 (2 m ² /人)	電 話	F A X
中央公民館	東本荘 1 丁目 5-40	267	437	079- 437-6980	079- 437-5735
東部コミュニティセンター	二子 418 番地の 3	89	149	078- 943-6611	078- 943-6611
西部コミュニティセンター	古田 1 丁目 1-11	119	197	079- 436-9900	079- 436-9901
野添コミュニティセンター	西野添 1 丁目 14-17	104	174	078- 943-4825	078- 943-4825
南部コミュニティセンター	北本荘 2 丁目 6-30	139	230	079- 436-4110	079- 436-4110

5-7. 一時避難地（指定緊急避難場所）

○自主防災活動拠点（地域住民が自らの地域を自ら守るための災害対策を行う拠点）

名称(面積)	想定収容人数 (算出基礎等)	対象とする災害(✓)					
所在地		洪水	高潮	地震	津波	大規模 火災	内水 氾濫
城西公園 (800 m ²)	400 人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
野添城 2 丁目 68 番							
城東公園 (1,800 m ²)	900 人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
野添城 1 丁目 36 番							
宮の裏公園 (2,000 m ²)	1,000 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
上野添 2 丁目 1844 番							
駅西公園 (2,200 m ²)	1,100 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
北野添 2 丁目 1590 番							
鹿ノ川東公園 (2,500 m ²)	1,250 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
東野添 2 丁目 36 番							
北池広場 (5,000 m ²)	2,500 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
東野添 3 丁目 696 番地 86							
鹿ノ川公園 (1,600 m ²)	800 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
西野添 1 丁目 130 番							
瓜生公園 (2,000 m ²)	1,000 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
西野添 2 丁目 62 番							
蓮池公園 (1,500 m ²)	750 人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
西野添 4 丁目 68 番							
大西東公園 (1,600 m ²)	800 人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
西野添 3 丁目 122 番							
大西公園 (1,400 m ²)	700 人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
西野添 5 丁目 178 番							
大中公園 (1,900 m ²)	950 人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
大 中 2 丁目 252 番 1							
田中公園 (1,600 m ²)	800 人 (2 m ² /人)		✓	✓	✓		
南野添 2 丁目 60 番							
古田公園 (1,400 m ²)	700 人 (2 m ² /人)			✓	✓		
古田 2 丁目 460 番 3							
古田西公園 (1,600 m ²)	800 人 (2 m ² /人)			✓	✓		
古田 3 丁目 1181 番 4							

名称 (面積)	想定収容人数 (算出基礎等)	対象とする災害 (✓)					
		洪水	高潮	地震	津波	大規模 火災	内水 氾濫
所在地							
二子北公園 (2,000 m ²)	1,000 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
二子 533 番 2							
長池公園 (3,200 m ²)	1,600 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
二子 417 番 1							
向ヶ池公園 (4,800 m ²)	2,400 人 (2 m ² /人)		✓	✓			
東本荘 1 丁目 350 番 10							
川端公園 (2,400 m ²)	1,200 人 (2 m ² /人)			✓			
南大中 2 丁目 110 番 5							
宮北公園 (1,800 m ²)	900 人 (2 m ² /人)			✓			
宮北 3 丁目 473 番 5							
平松公園 (3,000 m ²)	1,500 人 (2 m ² /人)			✓			
北本荘 3 丁目 940 番 2							
水田川西公園 (2,100 m ²)	1,050 人 (2 m ² /人)			✓			
宮西 1 丁目 101 番 1							
宮西公園 (2,300 m ²)	1,150 人 (2 m ² /人)			✓			
宮西 2 丁目 61 番 2							
新島中央公園 (39,200 m ²)	19,600 人 (2 m ² /人)	✓		✓		✓	✓
新島 46 番 1							
北池公園 (470 m ²)	235 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
東野添 3 丁目 696-49							
土山駅南ガーデンプラザ (2,312 m ²)	1,156 人 (2 m ² /人)	✓	✓	✓	✓		✓
北野添 2 丁目 1604-6							
住友精化(株)グラウンド (7,119 m ²)	3,559 人 (2 m ² /人)			✓			
宮西 3 丁目 1326 番 10							
住友精化(株)テニスコート (826 m ²)	413 人 (2 m ² /人)			✓			
宮西 3 丁目 1326 番 10							
多木化学(株)従業員駐車場 (3,914 m ²)	1,957 人 (2 m ² /人)			✓			
宮西 2 丁目 198 番 1							

6. 河川海岸保全施設等一覧表

場所	名称	種別	寸法(W*H)	管理者	備考
阿閉漁港	あえー1	鋼製横引きゲート	3000*750	播磨町土木グループ	
阿閉漁港	あえー2	鋼製横引きゲート	3000*750	播磨町土木グループ	
阿閉漁港	あえー3	鋼製横引きゲート	3000*750	播磨町土木グループ	
阿閉漁港	あえー5	アルミ製スイングゲート	1900*700	播磨町土木グループ	
阿閉漁港	あえー6	アルミ製横引きゲート	1000*750	播磨町土木グループ	
古宮漁港	古宮ー2	鋼製横引きゲート	4000*1150	播磨町土木グループ	
古宮漁港	古宮ー3	鋼製横引きゲート	4000*1150	播磨町土木グループ	
古宮漁港	古宮ー5	鋼製横引きゲート	4000*1150	播磨町土木グループ	
古宮漁港	古宮ー7	アルミ製横引きゲート	1500*1150	播磨町土木グループ	
古宮漁港	古宮ー8	アルミ製横引きゲート	4000*2100	播磨町土木グループ	
古宮漁港	古宮ー9	アルミ製横引きゲート	4000*2100	播磨町土木グループ	
古宮漁港	古宮ー10	アルミ製横引きゲート	7700*1150	播磨町土木グループ	
古宮漁港	古宮ー11	アルミ製スイングゲート	2500*2000	播磨町土木グループ	
古宮漁港	古宮ー12	アルミ製スイングゲート	1520*1920	播磨町土木グループ	
喜瀬川	喜瀬川左岸4号	鋼製スライドゲート	1240*1300	兵庫県加古川土木事務所	フラップゲート設置済
喜瀬川	喜瀬川左岸5号	鋼製スライドゲート	1240*1300	兵庫県加古川土木事務所	フラップゲート設置済
喜瀬川	喜瀬川左岸6号	鋼製スライドゲート	1240*1300	兵庫県加古川土木事務所	フラップゲート設置済
喜瀬川	喜瀬川左岸7号	ステンレス製スライドゲート	600*600	兵庫県加古川土木事務所	フラップゲート設置済
喜瀬川	喜瀬川左岸8号	ステンレス製スライドゲート	1000*1000	兵庫県加古川土木事務所	
喜瀬川	喜瀬川左岸9号	ステンレス製スライドゲート	1000*1100	兵庫県加古川土木事務所	
喜瀬川	喜瀬川フラップゲート	アルミ製フラップゲート	φ900	播磨町土木グループ	
喜瀬川	本荘雨水1号	鋼製スライドゲート	1900*2000	播磨町上下水道グループ	開閉時特殊工具必要
喜瀬川	宮北雨水1号	鋼製スライドゲート	3100*1500	播磨町上下水道グループ	開閉時特殊工具必要
水田川	水田川フラップゲート	アルミ製フラップゲート	810*1250	播磨町上下水道グループ	
雨水幹線	宮北雨水2号	鋼製スライドゲート	2100*1900	播磨町上下水道グループ	電動
雨水幹線	野添雨水1号	鋼製スライドゲート	2700*1500	播磨町上下水道グループ	電動

b. 各種基準

1. 災害救助法による救助の種類、程度、方法、費用及びその期間の範囲

1.1 避難所の供与

対象	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none">・1人1日当たり330円以内。・ただし、10月1日から翌年3月31日までにおいて燃料を必要とするときは、知事が別に定める額を加算することができる。・高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であって避難所での避難生活において特別の配慮を必要とするものに供与する施設を設置した場合においては、特別の配慮のために必要な通常の実費を加算することができる。
期間	災害の発生の日から7日以内
備考	<ul style="list-style-type: none">・費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費、天幕の借上費、仮設便所等の設置費を含む。・避難に当たっての輸送費は別途計上する。・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.2 応急仮設住宅の供与

対象	住家が全焼し、全壊し、又は流失して自らの資力では住家を得ることができない者
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none">・1戸当たり5,714,000円以内・応急仮設住宅本体の設置に係る原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費が含まれる。）・同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合においては、居住者の集会等に利用するための施設を設置して行うことができる。この場合において、当該施設の1施設当たりの規模の基準及びその設置のために支出する費用の限度額は、知事が別に定める。
期間	災害の発生の日から20日以内に着工、供与する期間は完成の日から2年以内
備考	<ul style="list-style-type: none">・1戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とする。・高齢者等であって日常生活において特別の配慮を必要とする複数のものに供与し、老人居宅介護等事業等の利用に配慮した構造及び設備を有する施設として設置することができる。・応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室を借り上げて実施し、これを供与することができる。・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.3 炊き出しその他による食品の供与

対象	<ul style="list-style-type: none">・避難所に避難している者・住家に被害を受けて炊事のできない者・被害を受けて一時縁故地等へ避難する必要のある者
費用の限度額	1人1日当たり1,160円以内
期間	災害の発生の日から7日以内
備考	<ul style="list-style-type: none">・費用は、主食費、副食費、燃料費等とし、総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい（1食は1/3日）。・被災者が一時縁故地等へ避難するときは、3日以内の食品を現物により支給する。・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.4 飲料水の供与

対象	災害のため飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）
費用の限度額	当該地域における通常の実費
期間	災害の発生の日から7日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・費用は、水の購入費、給水又は浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費、薬品費並びに資材費 ・輸送費、人件費は別途計上する。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

対象	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊若しくは床上浸水（土砂の堆積等であって一時的に居住することができない程度のもを含む。以下同じ。）又は船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷して、直ちに日常生活を営むことが困難となった者																																										
費用の限度額	<p>下表の範囲内とし、夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の期別は災害発生の日をもって決定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の全焼、全壊又は流失により被害を受けた世帯（単位：円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人世帯以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>18,800</td> <td>24,200</td> <td>35,800</td> <td>42,800</td> <td>54,200</td> <td>54,200円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに7,900 円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>31,200</td> <td>40,400</td> <td>56,200</td> <td>65,700</td> <td>82,700</td> <td>82,700円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに11,400 円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・住家の半焼、半壊又は床上浸水により被害を受けた世帯（単位：円） <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人世帯以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>夏季</td> <td>6,100</td> <td>8,300</td> <td>12,400</td> <td>15,100</td> <td>19,000</td> <td>19,000円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに2,600 円を加算した額</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10,000</td> <td>13,000</td> <td>18,400</td> <td>21,900</td> <td>27,600</td> <td>27,600円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに3,500 円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table>	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上	夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	54,200円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに7,900 円を加算した額	冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	82,700円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに11,400 円を加算した額	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上	夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	19,000円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに2,600 円を加算した額	冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	27,600円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに3,500 円を加算した額
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上																																					
夏季	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	54,200円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに7,900 円を加算した額																																					
冬季	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	82,700円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに11,400 円を加算した額																																					
区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上																																					
夏季	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	19,000円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに2,600 円を加算した額																																					
冬季	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	27,600円に世帯人員が5人を 超えて1人を増すごとに3,500 円を加算した額																																					
期間	災害の発生の日から10日以内に完了																																										
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1)被服、寝具及び身の回り品 (2)日用品 (3)炊事用具及び食器 (4)光熱材料 ・備蓄物資の価格は年度当初の評価額とする。 ・現物支給に限る。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。 																																										

1.6 医療

対象	災害のため医療の途を失った者（応急的処置）
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 ・病院又は診療所・・・社会保険診療報酬の例により算定した額の範囲内 ・あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所・・・協定料金の額の範囲内
期間	災害の発生の日から14日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情のためやむを得ない場合においては、病院、診療所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師若しくは柔道整復師の施術所において行うものとする。 ・医療は、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護 ・患者等の移送費は別途計上する。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.7 助産

対象	災害の発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であつて、災害のために助産の途を失った者（死産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・救護班等・・・使用した衛生材料等の実費 ・助産師・・・慣行料金の8割に相当する額の範囲内
期間	分べんした日から7日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・助産は、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 ・妊婦等の移送費は別途計上する。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.8 被災者の救出

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のために現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 ・生死不明の状態にある者
費用の限度額	通常の実費
期間	災害の発生の日から3日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・費用は、舟艇その他救出のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費 ・期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 ・輸送費、人件費は別途計上する。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.9 被災した住宅の応急修理

対象	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のために住家が半壊、半焼もしくはこれに準ずる程度の損傷を受け、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者 ・自らの資力では応急修理をすることができない者であり、前年の世帯収入が以下の条件を満たす世帯であること 														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>世帯主の年齢</th> <th>世帯収入</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">要配慮者 世帯以外 の世帯</td> <td>世帯主が 45歳未満</td> <td>世帯収入 ≤ 500万円</td> </tr> <tr> <td>世帯主が 45歳以上</td> <td>世帯収入 ≤ 700万円</td> </tr> <tr> <td>世帯主が 60歳以上</td> <td>世帯収入 ≤ 800万円</td> </tr> <tr> <td>要配慮者 世帯</td> <td colspan="2">世帯収入 ≤ 800万円</td> </tr> </tbody> </table>		世帯主の年齢	世帯収入	要配慮者 世帯以外 の世帯	世帯主が 45歳未満	世帯収入 ≤ 500万円	世帯主が 45歳以上	世帯収入 ≤ 700万円	世帯主が 60歳以上	世帯収入 ≤ 800万円	要配慮者 世帯	世帯収入 ≤ 800万円	
		世帯主の年齢	世帯収入												
	要配慮者 世帯以外 の世帯	世帯主が 45歳未満	世帯収入 ≤ 500万円												
世帯主が 45歳以上		世帯収入 ≤ 700万円													
世帯主が 60歳以上		世帯収入 ≤ 800万円													
要配慮者 世帯	世帯収入 ≤ 800万円														
費用の限度額	1世帯当たり 595,000円以内 (半壊、半焼に準ずる程度の損傷の場合は、1世帯当たり 300,000円以内)														
期間	災害の発生の日から1月以内に完成														
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。 ・住宅の応急修理は、現物をもつて行うものとする。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。 														

1.10 学用品の供与

対象	住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を失い、又は損傷して就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書費 <ul style="list-style-type: none"> ア 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 イ 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費 ・文房具費及び通学用品費 <ul style="list-style-type: none"> ア 小学校児童 1 人当たり 4,500 円 イ 中学校生徒 1 人当たり 4,800 円 ウ 高等学校等生徒 1 人当たり 5,200 円
期間	教科書・・・災害の発生の日から 1 月以内に完了 その他の学用品・・・災害の発生の日から 15 日以内に完了
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校児童には義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。 ・中学校生徒には義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む ・高等学校等生徒は、高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒及び学生をいう。 ・学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。 <ul style="list-style-type: none"> (1)教科書 (2)文房具 (3)通学用品 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.11 埋葬

対象	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・大人・・・1 体当たり 215,200 円以内 ・小人（12 歳未満の者をいう。）・・・1 体当たり 172,000 円以内
期間	災害の発生の日から 10 日以内に完了
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の応急的処理の程度において実施する ・埋葬は、次に掲げる範囲内において行う。 <ul style="list-style-type: none"> (1)棺ひつぎ（附属品を含む。）、棺ひつぎ材等の支給 (2)埋葬又は火葬の費用（賃金職員等雇上費を含む。）の支給 (3)骨つぼ及び骨箱の支給 ・災害発生日以前に死亡した者であって、葬祭が終わっていないものであっても対象になる。 ・犬猫等の死体の埋葬は、へい獣処理として扱い、それぞれの経費によって負担される。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.12 死体の捜索

対象	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
費用の限度額	通常の実費
期間	災害の発生の日から 10 日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・費用は、舟艇その他捜索のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費 ・輸送費、人件費は別途計上する。 ・災害発生效后 3 日を経過したものは一応死亡したものと推定している。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.13 死体の処理

対象	災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う（埋葬を除く）。
費用の限度額	<p>費用の額は、次に掲げる区分に応じた額の範囲内とする。</p> <p>(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 1 体当たり 3,500 円</p> <p>(2) 死体の一時保存 既存建物を利用するとき・・・借上費の通常の実費額 既存建物を利用できないとき・・・1 体当たり 5,300 円。 ※死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費を必要とするときは、通常の実費を加算することができる。</p> <p>(3) 救護班によらない検案 当該地域の慣行料金額</p>
期間	災害の発生の日から 10 日以内
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・死体の処理は、次に掲げる事項の範囲内において行うものとする。 (1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 死体の一時保存 (3) 検案 ・検案は、原則として救護班によって行う。 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.14 障害物の除去

対象	<p>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしている場合で次に掲げる要件を備える者に対して行う。</p> <p>(1) 自らの資力をもってしては、障害物を除去することができないこと。</p> <p>(2) 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため、一時的に居住できない状態にあること。</p>
費用の限度額	1 世帯当たり 137,900 円以内
期間	災害の発生の日から 10 日以内に完了
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・費用は、ロープ、スコップ その他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等 ・この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

1.15 救助のための輸送

対象	救助のため、次に掲げる事項について輸送を行ったとき。 (1)被災者の避難 (2)飲料水の供給 (3)救済用物資の整理配分 (4)医療及び助産 (5)被災者の救出 (6)死体の捜索及び処理
費用の限度額	通常の実費
期間	対象となるそれぞれの救助を実施する期間

1.16 救助のための賃金職員等の雇用

対象	救助のため、次に掲げる事項について賃金職員等を雇用したとき。 (1)被災者の避難 (2)飲料水の供給 (3)救済用物資の整理配分 (4)医療及び助産 (5)被災者の救出 (6)死体の捜索及び処理
費用の限度額	通常の実費
期間	対象となるそれぞれの救助を実施する期間

1.17 実費弁償

救助業務従事者の区分		実費弁償の程度		
		日当	超過勤務手当	旅費
災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに掲げる者	医師、歯科医師及び薬剤師	県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して知事が別に定める額。ただし、当該業務に従事した者に相当する県の常勤の職員が存在しない場合は、県が実施する工事の工事費を積算する際に用いる賃金単価その他の賃金水準を考慮して県知事が別に定める額	日当の額を8で除して得た額を勤務時間1時間当たりの給与額として職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第22条の規定の例により算定した額の範囲内	職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号。以下この表において「職員旅費条例」という。）中6級の職務にある者相当額
	保健師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士及び歯科衛生士			職員旅費条例中6級の職務にある者相当額
	助産師、看護師及び准看護師			職員旅費条例中3級の職務にある者相当額
	土木技術者及び建築技師			職員旅費条例中6級の職務にある者相当額
	大工、左官及びとび職			職員旅費条例中3級の職務にある者相当額
災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣例料金による支出実績に、手数料としてその100分の3に相当する額を加算した額の範囲内			

2. 被害の認定基準

区分		認定内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者
	重傷者	1カ月以上の治療を要する見込みの者
	軽傷者	1カ月未満で治療できる見込みの者
住家被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延面積の70%以上に達したものの、又は住家の主要な構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの。
	一部破損	全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のもの。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは当該部分を住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用また公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等とする。
その他被害	田の流失、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作不能となったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。

区分		認定内容
その他被害 (続き)	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し運行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電話	災害により通話不能になった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	
公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
公共施設被害	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。(国立を除く)	
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

(注) (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定する。

(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

(4) 大規模半壊は、「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけでなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要である場合を念頭においている。この趣旨を踏まえつつ、具体的には、「災害の被害認定基準について」(平成13年6月28日府政防第518号内閣府政策統括官(防災担当)通知)による「住家半壊」の基準のうち、原則として下記に従って「大規模半壊」の認定を行う。

※「構造耐力上主要な部分」とは、被災者生活再建支援法施行令第2条により、建築基準法施行令第1条第3号に定めるものとする。

具体的には、住宅の荷重を支え、外力に対抗するような基本的な部分(基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材(筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するもの)、床版、屋

根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するもの）等を指し、構造耐力上重要でない、間仕切り用の壁、間柱、畳、局所的な小階段等は含まない。

住家半壊の基準	うち「大規模半壊」
損壊部分が延床面積の 20%以上 70%未満のもの	50%以上 70%未満
損害割合(経済的被害)が 20%以上 50%未満のもの	40%以上 50%未満

出典：内閣府政策統括官(防災担当)通知

「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について」

(平成 19 年 12 月 14 日府政防第 880 号)

3. 気象庁震度階級関連解説表(気象庁ホームページより抜粋)

留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまらなると感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物（住宅）の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

C. 地区防災計画

1. 南部コミセン地区防災計画

(第1部第1章第1節 5. 地区防災計画)

南部コミセン地区防災計画

1. 地区の特性

南部コミセン地区は海拔2m程度の海岸線から始まり、水田川(みずた)の名前のごとく低地が多く、超大型台風・大潮満潮位など悪条件下では最大2m以上の浸水被害が想定されている。過去、床下浸水もあり、道路上が川のごとく水が流れるのも度々である。30年以内の発生確率が70%等ともいわれる南海トラフ巨大地震においてもエリア内全てが津波避難対象地域に指定されている。

南海トラフ地震では最大震度6強(倒壊 焼失 354棟 約36棟に1棟の割合)。山崎断層地震では最大震度6強(倒壊 焼失908 約14棟に1棟)は、播磨町全体の被害想定であるが、地盤のゆるい低湿地、かつ、旧建築基準法下で建てられた密集住宅も多いこの地区の被害は町想定の大半を占め、被害集中地区となると考えられる。

年齢構成においても、65歳以上の高齢者家庭、高齢独居がかなりの数となっており災害時の救助、避難、再建などにおいても様々な困難が予想されるところである。

2. 計画の主旨

この計画は、南部コミセン地区内の11自主防災組織で構成される南部コミセン地区防災組織連絡会による、防災・減災活動の必要事項を定め、継続化を図り、自助・共助の一体化しての地震などの災害による生命及び物的被害の発生、拡大を防ぐことを目的とするものである。

3. 基本の目的

各自主防災組織ごとの意識や取り組みにもばらつきのある中、協力共同の防災実践活動を通じ、相互理解し、防災・減災についての知識や意識の共通化を図り、そのもと各自主防災組織における防災減災能力の向上を目指す。

また、その活動を通じては、南部コミセン地区自主防災組織会員個々の『自助』能力の向上を図ることが要ともなる。(『自助』能力とは、個々各人や家族全体の知識・意識であり、持つべき危機管理・防災減災能力である。)

そして、この活動の継続化を通じ、近所の災害時弱者を把握し非常時の支援を志向するなど、会員相互間(お隣さん)による隅々まで行き渡る、南部コミセン地区内の『共助』能力の向上を図る。

4. 基本的な方向性と活動計画

南部コミセン地区防災組織連絡会を中核とした、年1回の11自主防災組織合同の総合防災訓練を中心的な活動とし、継続的な防災・減災活動を実施する。(具体的な内容を中心に据えて取り組み、各単位自治会間の協力共同関係をつくりながら進める。)

5. 取り組む事業

- ①各自主防災組織活動についての情報交換に関すること。
 - ・防災備品点検や充実整備・防災組織・防災計画・防災訓練・緊急対応マニュアル等
 - ・防災知識の普及と防災意識の高揚(意識化)をはかる平常活動。
パンフレット、アンケート、講演会等
 - ・災害時に動くことのできる自主防災組織の確立。
- ②各自主防災組織間の協力共同に関すること。
 - 防災資材、備品、飲料等の共有や活用
 - 複数自主防災組織合同での防災訓練や心肺蘇生法講習
- ③南部コミセン地区全体としての防災活動に関すること。
 - 課題の洗い出しと、その共通理解
 - 各防災組織間での役割分担
 - 全体として取り組む11自主防災組織合同総合防災訓練
- ④その他、南部コミセン地区内での減災を目指す諸活動。
 - 防災リーダーの養成(組織化)等

6. 組織と活動

南部コミセン地区防災組織連絡会

- ・単位防災組織(11)の代表をもって構成。
- ・年間4～5回の定例会議の開催。
- ・平時における活動を主とし、災害時には避難所運営の調整等にかかわる。

各自主防災会(11)

- ・平時においては、課題に基づき活動。
- ・災害時には、マニュアルなどに基づき『共助』活動を展開。
 - 情報収集、伝達、連絡、救出、救護所設置、応急処置、緊急搬送、避難誘導、出火防止、緊急通報と初期消火、飲料水食料確保、仮設トイレ設置等。
 - 避難所の開設運営、孤立在宅への救援物資の配送等。

7. 活動計画

各自主防災会活動	南部コミセン地区防災組織連絡会
①緊急時対応マニュアルの作成。 ・マニュアルに即した防災組織表の作成。 ・マニュアルに基づく訓練。	・見本例の提案 年次で全組織での実施を旨とする
②訓練の多様化 ・個別訓練 (消火、救出、救護、搬送、避難、給水給食等) ・総合訓練(個別を組み合わせた訓練) ・その他の訓練 心肺蘇生(CPR AED)講習 図上訓練(DIG) 避難所運営ゲーム(HUG) クロスロードゲーム 体験イベント型訓練	・見本例の提案や紹介 ・避難所運営ゲーム(HUG)や ・クロスロードゲームや ・体験イベント型は全体で取り組む 年次で全組織での実施を旨とする
③人材の確保 ・防災リーダー(訓練の継続的な指導) ・看護部設立(災害時の救護所での応急処置) ・重機免許グループ(災害時の重機操作) ・その他	・コミセン区全体としての登録
④防災組織の自立化 ・自治会役員だけではない防災組織 ・1年交代ではない継続する防災組織 ・継続するメンバーの登録制度	・見本例の提案 ・〇〇自主防災会協力会員 ・〇〇自治会登録制防災会 災害時に機能する組織を目指す
⑤防災資材の計画的購入 ・購入計画の作成 ・町補助金と自主防予算の活用 ・購入後の訓練使用(会員に使用法を周知)	・各自主防災の比較資料の作成 ・防災カタログの配布 ・会議での集团的検討 地区全体としての資材の充実を目指す
⑥共同訓練の推進 ・小規模自主防と小規模自主防の合同 ・大規模自主防と小規模自主防の合同	・会議での協力共同関係の調整
⑦アンケートの実施と結果の配布 ・訓練時には必ずアンケートを実施 ・その他必要に応じて実施	・アンケート案は見本提案 ・全体総合訓練時には実施 ・集計結果は広報などで報告配布

<p>⑧防災備蓄品の紹介や共同購入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料注文票の配布集約 ・注文票(同時集金)の集約 ・物品の配布 	<ul style="list-style-type: none"> ・全体として資料注文の票を配布 ・注文品の集約と購入 ・購入品の受け渡し
<p>⑨講演会の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会議での検討実施
<p>⑩南部コミセン地区総合防災訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・連絡会の中心的訓練として実施 ・他のコミセン地区との合同での実施
<p>⑪避難行動要支援者支援の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援計画作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・作成済みの自治会の経験をもとに全体としての取り組みを進める。
<p>⑫その他の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出火防止の取り組み <ul style="list-style-type: none"> 消火栓使用法の普及 家庭用消火器の各家庭購入の促進 耐震ブレーカーの普及促進 倒壊家屋の太陽光発電システムのカバー ・圧死防止の取り組み <ul style="list-style-type: none"> 耐震診断の推奨(町の補助金あり) 室内危険箇所の点検、家具の移転や固定 室内の緊急逃げ込み場所の確認 夜間就寝時の緊急逃げ込み場所の確保 ・被災からの復旧についての取り組み <ul style="list-style-type: none"> 地震保険の加入奨励 災害復旧共済フェニックスの加入奨励 	<p>『コミセンだより』にコーナを設け日常的な啓発活動を継続</p>
<p>⑬南部コミセン地区防災資材の充足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫の購入とコミセン内倉庫の活用 ・緊急用資材 <ul style="list-style-type: none"> ガスボンベ発電機と照明器具 負傷者応急処置の救急医療品 飲料水と非常用簡易トイレ 手動式消防ポンプ 	

8. 計画の作成改廃

防災連絡会において審議、南部コミュニティ委員会の承認を受け、播磨町防災会議に提案するものとする。

改廃については、南部コミセン地区防災組織連絡会において、必要に応じ、又は、年間1度の検討会議を持ち、審議するものとする。

9. 作成月日